

令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針

令和2年10月2日
閣議決定

第1 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

1 中小企業者の受注の機会の増大の意義

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。こうした中で、新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動の引上げの両立を図り、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を図ることが重要である。

特に、新型コロナウイルス感染症の拡大については、我が国の経済活動全体に甚大な影響が及んでおり、中小企業・小規模事業者の事業活動も縮小又は休止を余儀なくされていることから、早期の事業立て直しのため、官公需発注において中小企業・小規模事業者への更なる配慮が必要である。

また、東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨が甚大な被害をもたらし、依然、被災した中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興が課題となっている。加えて、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨において被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることにも留意する必要がある。

また、政府が進める「働き方改革」にも引き続き対応していくことが求められており、令和2年4月から働き方改革関連法が中小企業にも適用され、官公需における発注や納入時期の平準化や弾力化、適正な納期や工期の確保などに配慮を行い、受注者である中小企業・小規模事業者が労働時間の短縮や労働条件の改善を行うことができるよう、特段の配慮を行うことが求められている。

国等（官公需法第2条第3項に規定する「国等」をいう。以下同じ。）は、平成27年7月に改正された官公需法に新たに盛り込まれた新規中小企業者に対する措置も含め、また、地方公共団体との連携も踏まえつつ、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に向けた一層の取組に努めるものとする。

なお、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第3条第1項において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」については、これを対象に含まないことに留意するものとする。

2 中小企業・小規模事業者向け契約目標

国等は、第2、第3及び第4に掲げる措置を講ずること等により、国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、平成28年度より国等全体として55.1%を目指してきた。しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、中小企業・小規模事業者に対してこれまで以上に配慮する観点から、さらにこれらの措置を強化し、国等全体として60%、金額が約4兆7,449億円になるよう目指すものとする。

このうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、平成27年度以降の新規中小企業者の契約実績の平均1.27%を踏まえ、国等全体として概ね倍増の3%を目指すものとする。

なお、国等は、中小企業・小規模事業者向け契約の実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第2条第3項に規定する「公庫等」をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するとともに、新規中小企業者向け契約の各府省及び公庫等別の実績金額について公表するものとする。

また、中小企業庁は、令和元年度の国等の官公需総実績金額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の実績金額の比率が前年度と比較して大きく低下している又は目標比率が令和2年度における国等の官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の比率を大きく下回る機関等に対し、必要に応じ、改善に向けた取組について聴取を行うものとする。

併せて、中小企業庁は、令和元年度の国等の新規中小企業者向け契約の実績金額等を踏まえ、実績を上げている機関等から情報を収集し、新規中小企業者向け契約の比率の向上に資する情報提供を行うものとする。

さらに、国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

3 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

各省各庁の長及び公庫等の長は、官公需法第5条第1項に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「国等の契約の基本方針」という。）に即して速やかに「中小企業者に関する契約の方針」を作成するとともに、方針に定められた措置等を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制には各機関のすべての内部組織が参画することとし、特に会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

国等は、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の基本方針に基づき、以下のとおり中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずる。その運用に際しては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、国等は、中小企業・小規模事業者が受注し易い発注となるように工夫するとともに、調達する物件等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする独立した中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

また、国等としても、必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするという、調達における経済性の原則の重要性を踏まえつつ、契約の内容や状況等に応じた適正な予定価格の作成により物件等の発注を推進するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、令和元年10月1日に税率が10%に引き上げられたことを踏まえ、その適正な転嫁を確保するとともに、原材料やエネルギーコストの上昇分について適正な転嫁を確保するものとする。併せて、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定、政府調達に関する我が国の各種行動計画、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）、犯罪対策閣僚会議決定（平成26年12月16日）等の犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に関する事項及び女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）等との整合性を確保するものとする。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講ずるものとする。

(1) 官公需相談窓口における相談対応

国等は、被災地域の官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

(2) 適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、代金の支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

(3) 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

(4) 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

(5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

国等は、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由により不当に取引を制限したり、返品等をすることがないように、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

(6) 官公需を通じた被災地域への支援

国等は、被災地域の復興を支援するため、国等が直接運営する食堂等における食材や表彰等の行事における記念品等地域性の高い物品を調達する場合にあっては、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう努めるものとする。また、食堂運営や表彰等の行事が委託事業の場合は、受託者に対し被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

さらに、国等の施設内で食堂を運営する事業者に対しても、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

2 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に上記1に掲げ

る（１）から（４）までと同様の措置を講ずるものとする。

- 3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、国等は、契約の着実な履行はもとより、特に以下の措置を講ずるものとする。

（１）官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応するものとする。

（２）納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払

国等は、中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、代金の支払については、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努めるものとする。

（３）最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更

国等は、契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況、原材料費及び輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

4 官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関連する情報の中小企業・小規模事業者への提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）個別発注情報の提供と説明

- ① 国等は、物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者を提供するよう努めるものとする。
- ② 国等は、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者を提供するよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

（２）官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供

- ① 国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報について、小企業者（概ね従業員５人以下の事業者をいう。以下同じ。）を含む小規模事業者が必要な新着情報を自動配信等の形で、より迅速かつ的確に入手できるようにする。このため、中小企業庁は、官公需情報ポータルサイトの利用促進を図るために、中小企業団体中央会、商工会及び商工会議所等の支援機関と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者に対する普及促進に努めるとともに、利用者のニーズを踏まえた改修を行い、運営する。
- ② また、中小企業・小規模事業者の自主的努力を助長するため、当該サイトにおいて、国等が公表する競争契約参加資格申請に関する情報ははじめとした官公需に関する情報を一元的に集約し、中小企業・小規模事業者を提供するものとする。
- ③ さらに、中小企業・小規模事業者を支援する機関においては、その支援ツールとして当該

サイトの活用を促進するものとする。

(3) 官公需に関する相談体制の整備

- ① 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業・小規模事業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業・小規模事業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。
- ② 国等は、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するとともに、当該窓口の所在情報を中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。
- ③ 中小企業庁は、全国の中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業・小規模事業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等の充実を図る取組を支援する。
- ④ 国等は、商工会及び商工会議所等の支援機関と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者の経営課題に応じた官公需情報の提供を充実させ、加えて、「働き方改革」に対応するための中小企業・小規模事業者からの相談に応じ、適切な支援に努めるものとする。

5 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

(1) 総合評価落札方式の適切な活用

国等は、物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用を努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする。

また、国等は、総合評価落札方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等についての検討を行う。

(2) 分離・分割発注の推進

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、同様に、経済合理性・公正性等を検討した上で、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等の分離・分割発注を行うよう努めるものとする。

- ② 国等は、分離・分割発注に際し、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。
- ③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト削減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、受注する中小企業・小規模事業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記4（3）に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

- ② 国等は、物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。
- なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合にあつては、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

(4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮

- ① 国等は、一括調達又は共同調達を行う場合には、経済合理性に留意しつつ、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。
- また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めるものとする。
- ② 国等は、既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業・小規模事業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、経済合理性に留意しつつ、積極的に中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するよう努めるものとする。

(5) 知的財産権の取り扱いの明記

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

その際、契約にあたって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

(6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保

- ① 国等は、一般競争及び指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。
- ③ 国等は、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

(7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって、指名競争による場合及び少額の契約であつて随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合にあつては、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(8) 調達手続の簡素・合理化

- ① 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。
- ② 国等は、国における競争契約参加資格審査申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業・小規模事業者の円滑な対応に留意しつつ、電子的手段の導入に努めるものとする。

(9) 地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有

- ① 中小企業庁は、関係省庁（総務省、経済産業省、国土交通省）と連携し、地方公共団体幹部が一堂に会する「都道府県中小企業者調達推進協議会」（以下「都道府県調達推進協議会」という。）（注）において、官公需の発注時期等の平準化に必要な取組や要請を行うものとする。

（注）47都道府県が参加し、国及び地方公共団体の調達の取組に関する情報の共有や連携方策に関する協議を行う場。

- ② 中小企業庁は、関係省庁（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）と連携し、官公需確保対策地方推進協議会（以下「地方推進協議会」という。）（注）において、官公需の発注時期等の平準化に必要な取組の説明、意見交換を行い、発注の際に留意する事項を地方公共団体と共有するものとする。

（注）中小企業庁及び各経済産業局等の担当者が、国等の地方支分部局及び地方公共団体等の担当者に対し、国等の契約の基本方針の内容を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るための方策等について意見交換を行う場。全都道府県で開催。

- ③ 国等は、「地域発注者協議会」（注）等において、公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の施工時期等の平準化に必要な取組について、発注者間で情報交換や連絡・調整を行うとともに、地方公共団体等における公共工事等の発注時の共通の課題への対応や各種施策の共有を図るように努めるものとする。

（注）公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条の規定に基づき定められた発注関係事務の運用に関する指針において、地域ブロックごとに組織された協議会で、発注者間の連携を図る場。

6 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

(1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- ① 国等は、小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓等を行い、地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、一般競争契約において適切な地域要件の設定に努めるとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行の確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するものとし、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。
- ② 国等は、特に指名競争による場合及び少額の随意契約による場合であって、小企業者を含む小規模事業者を活用することが契約内容の履行を確保する観点から必要であるときには、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

国等は、技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

(3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用

国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

(4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価

- ① 国等は、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとし、さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとする。
- ② 国等は、工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合にあっては、これを十分考慮するものとし、一般競争契約においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等と積極的な活用に努めるものとする。
- ③ 国等は、業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、協定等を通じて災害時における継続的な供給体制を構築しようとする場合には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等とその積極的な活用に努めるものとする。

(5) 中小建設業者に対する配慮

- ① 国等は、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化を図る等により、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。併せて、発注時期の平準化、工期の変更等の状況をモニターするなど、受注する中小建設業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。
また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記4（3）に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。
- ② 国等は、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。
- ③ 国等は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。
- ④ 国等は、地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。これにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ⑤ 国等は、地方公共団体と連携して、発注関係事務の運用に関する指針及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針などを踏まえ、地方公共団体の取組の「見える化」をはじめとした方策を通じて、公共工事等の実施に必要な工期・履行期間の確保及び地域における公共工事等の施工時期等の平準化を図る。これにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

国等は、自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図

り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

(7) 中小石油販売業者に対する配慮

- ① 国等は、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- ③ 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

(8) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮

国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性に鑑み、中小企業・小規模事業者が取り組む創意工夫の積極的な活用を図り、受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。

その際、中小企業庁が取りまとめる女性や青年等をはじめとした中小企業・小規模事業者が行う新規開業及び中小企業・小規模事業者が行う販路開拓活動の基礎となる企画力・提案力等をいかした創意工夫に係る事例集を参考とし、発注者が求める品質・機能水準等を適切に盛り込んだ発注仕様書の作成や、競争参加者の資格設定に際し、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるとともに、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価に努めるものとする。

(9) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用及び人件費確保等の周知

国等は、役務及び工事等において外注（下請や二次下請等を含む。以下同じ。）が必要な元請事業者に対し、契約内容の履行の確保を行う観点から必要がある場合には、外注に際して当該元請事業者が地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮し、その人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）を確保するとともに、外注先との間で予め書面により作業内容、人件費単価、期間等を明確化するよう努めることについて、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

(10) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

- ① 国等は、特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。
- ② 国等は、中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに配慮し、国等に対する債権の譲渡が必要と認められる場合は適切に対応するものとする。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法（明治29年法律第89号）第466条第2項の趣旨を踏まえ、国等は、中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るため、国等の承諾を得なかったとしても債権の譲渡は有効であることについて、ホームページへの掲載等により中小企業・小規模事業者の情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努めるものとする。

7 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

国等は、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講ずる。

また、令和元年10月1日に消費税率が10%に引き上げられたことを踏まえ、契約の適正な履行の確保の観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。

(1) ダンピング防止推進の周知

国等は、ダンピングの防止について、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

また、国等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条を踏まえて、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳書の提出を適切に求めていくものとする。

(2) 適切な予定価格の作成

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の实勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

- ② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

(3) 低入札価格調査制度の適切な活用等

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

- ② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ下記③において中小企業庁が取りまとめた情報も含め、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。

- ③ 中小企業庁は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）について、各府省等が公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供する。
- ④ 国等は、地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

国等は、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

(5) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

国等は、契約の締結等に当たっては、消費税率引き上げ分の予定価格への反映等、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）等の関係法令を遵守するものとする。

8 地方公共団体への協力依頼

(1) 国等の契約の基本方針の要請等

国は、すべての地方公共団体に対して、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請する。

(2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表

中小企業庁は、地方公共団体による国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

また、地方公共団体の官公需施策の推進に資するため、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表するものとする。

(3) 連携推進体制の活用

中小企業庁は、都道府県調達推進協議会及び地方推進協議会を活用して、国等の契約の基本方針に盛り込んだ中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための取組が一層効果的なものになるよう、情報提供に努めるものとする。

また、地方公共団体が地域の強み・特色を活かして、地域内の中小企業・小規模事業者の官公需受注機会の更なる増大を図るための方策についての検討を行う。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

国等は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。

なお、公共工事については、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、品質が受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するものとする。その際、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮するものとする。

(1) 新規中小企業者への配慮

① 国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要なときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

② 国等は、少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえつつ、契約履行の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

なお、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

③ 国等は、新規中小企業者が提供する新商品等について、公募により当該新商品等と同様の

性を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合であって、引き続き、供給できる者が他にいないことが明らかなきときは、公募の手続きを省略することができる。

- ④ 国等は、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に基づく都道府県知事の認定に係る商品（「いわゆるトライアル発注認定商品」という。）、その他関係法令等で認定された商品又はサービスのうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大を図るものとする。
- ⑤ 国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行う。
- ⑥ 国等は、新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、上記第2に掲げる国等が設置する「官公需相談窓口」及び中小企業団体中央会が設置する「官公需総合相談センター」において、適切に対応するものとする。

（2）中小企業基盤整備機構の情報提供業務

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、中小企業庁と連携して、新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービス等を登録するサイト（以下「ここから調達サイト」という。）を運営するとともに、当該サイト運営において、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため必要な情報提供の充実に努めるものとする。
- ② また、ここから調達サイトの登録に当たっては、中小企業庁及び中小機構は、各府省等、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の関係機関と連携して、新規中小企業者に登録を促すものとする。

（3）地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

- ① 国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 中小企業庁は、地方推進協議会の場等を活用して、地域の新規中小企業者の受注事例の把握に努め、その情報を提供する。
また、地方公共団体の長により認定された商品又はサービスの受注機会の増大を図るため、地方推進協議会の場等を活用して、こうした商品等を周知する機会等を提供するものとする。

2 組合の活用に関する基本的な事項

（1）事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う取組を支援する。

（2）官公需適格組合の活用

- ① 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用にも努めるとともに、中小企業庁は、地方推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。
- ② 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底

に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。

- ③ 中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取組を支援する。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(1) 国等の契約の基本方針の普及及び徹底等

国等は、国等の契約の基本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、地方推進協議会への参加等により得た中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 国等の契約の基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

各府省等は、上記第2及び第3の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知する等、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、当該諸項目の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、その実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。